

介護保険制度のお知らせ

■問合せ＝介護保険課 ☎(20)3022

在宅で介護サービスが必要なときや介護施設に入所したいときなど、介護保険を利用するには「介護認定」の手続きが必要です。



介護認定の流れ

①介護認定の申請

- ▶申請場所＝介護保険課（1階）、田沼・葛生行政センター
- ▶申請に必要なもの＝（65歳以上の方）介護保険被保険者証
（40歳以上65歳未満の方）医療保険被保険者証

※介護保険被保険者証が見つからない場合は、届け出者の身分証明書をお持ちください

※身体の状態や希望するサービスによっては、総合事業（17ページ）の対象となります



②要介護・要支援の認定

申請受け付け後、調査員による訪問調査を行い、主治医が作成する意見書と合わせて介護認定審査会で判定を行います。



③認定結果の通知

認定結果通知書と介護保険被保険者証をお送りします。認定は「要介護1～5」「要支援1・2」「非該当」に区分されます。認定に応じて、利用できるサービスが異なりますので、ご確認ください。

サービスの利用

在宅で介護サービスを利用したい場合は、要介護1～5の方はケアマネジャーに、要支援1・2の方は地域包括支援センターにご相談ください。※施設入所を希望の方は、施設へ直接お問い合わせください

介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

1カ月の内に1～3割負担で利用できる金額には支給限度額が設けられており、要介護度ごとに限度額が異なります。限度額を超えてサービスを利用した分は、全額自己負担になります。

<サービスの支給限度額（1カ月）の目安（3月1日現在）>

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円

※施設に入所して利用するサービスは、上記の限度額に含まれません

※上記の限度額とは別に、住宅改修など支給限度額が設定されているサービスもあります

介護保険料をきちんと納めましょう

ご自宅に納付通知書が届いたら、忘れずに納付しましょう。介護保険料は年金天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに65歳になった方や年金支給額（年額）が18万円未満の方、あるいは天引きが一時期止まってしまった場合などは、納付書による納付（普通徴収）となります。※特別な事情がなく保険料を滞納していると、未納期間に応じて、サービス利用時に給付の制限がかかる場合があります。納付が困難な方は、お早めにご相談ください。また、正しい介護保険料の算定をするために所得の申告が必要です。収入がない方や課税対象とならない遺族年金・障害年金だけの方も、所得の申告をしましょう

催し物などが中止や延期となる可能性があります。
いただくか、担当部署にお問い合わせください。



介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)のご案内

■問合せ=いきいき高齢課 ☎(20)3021

総合事業のサービスは、要支援1・2の方と、基本チェックリスト(日常生活や心身の状態を確認する25項目の質問票)で「事業対象者」と判定された方が利用できます。

事業対象者の総合事業利用の流れ

①基本チェックリストの実施

いきいき高齢課(1階)、田沼・葛生行政センターまたは訪問により実施します。基本チェックリストに回答して、利用申請をします。



②総合事業の利用決定

「事業対象者」と判定された方に利用決定通知書と介護保険被保険者証をお送りします。



③介護予防ケアマネジメント(利用者の状況に合わせたプランを作成)の実施

お住まいの地域担当の地域包括支援センターに利用したいサービスを相談します。

※認定結果が届いた要支援1・2の方も同様です

サービスの利用

総合事業のサービスを利用したい場合は、担当の地域包括支援センターにご相談ください。

対象地域	担当センター名	電話番号
佐野・犬伏地域	さの社協	☎(22)8129
植野・界・吾妻地域	佐野市医師会	☎(20)2011
堀米・旗川・赤見地域	佐野厚生	☎(27)0100
田沼・田沼南部・栃本・田沼北部・戸奈良・三好・野上・新合・飛駒地域	佐野市民病院	☎(62)8281
葛生・常盤・氷室地域	くずう	☎(84)3111

通いの場(通所型サービスB)の実施団体募集

通いの場(通所型サービスB)は、町会の公民館などを利用して、おおむね65歳以上の方を対象とした気軽に立ち寄れる通いの場を住民主体の団体により運営するものです。

※介護予防を主な目的とした委託事業になります。開設にご興味のある町会などにご相談ください



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、最新の情報は市ホームページをご覧ください

